

一般社団法人ミニマルファブ推進機構

情報セキュリティ規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ミニマルファブ推進機構（以下「本機構」という。）が取り扱う情報のセキュリティを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 情報 第3条第2項各号に定めるものをいう。
- 二 情報システム ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理及び通信の用に供するもの（国立研究開発法人産業技術総合研究所ネットワークシステム及び管理を外部委託しているシステムを含む。）をいう。
- 三 外部委託 本機構の情報処理業務の一部又は全部について、契約をもって本機構外の者に実施させることをいい、委任、準委任、請負といった契約形態を問わず、全て含むものとする。
- 四 情報セキュリティ 情報及び情報システムが備えるべき性質を健全に保つことをいう。
- 五 役職員等 役員、職員及び契約職員をいう。
- 六 受入人材 出向職員、派遣職員及び本機構との契約に基づき受入した業務従事者をいう。
- 七 利用者 役職員等及び受入人材をいう。
- 八 記録媒体 情報が記録され、又は記載される有体物をいい、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「書面」という。）及び、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。
- 九 研究成果物等 論文・報告等としてまとめられるもの、研究によって又は研究を行う過程で得られたデータ・試料・試作品・実験装置及びソフトウェア等、調査等により得られた技術情報・資料等をいう。
- 十 来訪者 役職員等及び受入人材以外の者であって、会議、講演会等で本機構に来訪する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、利用者に適用する。

- 2 この規程は、次の各号のいずれかに該当する情報に適用する。
 - 一 利用者が業務上使用することを目的として本機構が調達し、又は開発した情報システム若しくは記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）
 - 二 その他の情報システム又は記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）であって、利用者が業務上取り扱う情報
 - 三 前二号以外の情報であって、本機構が調達し、又は開発した情報システムの設計又は運用管理に関する情報
- 3 この規程は、前項各号に規定する情報を取り扱う全ての情報システムに適用する。

（法令等の遵守）

第4条 利用者は、情報及び情報システムの取扱いに関し、本規程のほか関係法令を遵守しなければならない。

（情報の管理体制）

第5条 本機構に、情報管理者を置き、代表理事が指名する者をもって充てる。

- 2 情報管理者は、本機構の情報セキュリティに関する業務を統括する。
- 3 情報管理者のもとに情報管理責任者を置くことができる。

（情報の管理）

第6条 利用者は、情報を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように適切かつ厳重に管理しなければならない。

- 2 役職員等のうち管理者である者は、管理統括するグループ等の情報の管理及びその一定期間の保存に対して責任を負うものとする。
- 3 役職員等のうち管理者である者は、特定の利用者により本機構の情報が察知され、又は取得されることが法令等に抵触する恐れがあると判断した場合には、適切な方法により、その利用者に対して問題となる情報の取扱い等について制限を加えなければならない。

（秘密の保持等）

第7条 利用者は、情報について、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持することを約した契約等の締結の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、他にこれを漏洩又は提供してはならない。

- 2 利用者は、特段の取決がない限り、職務上知り得た、又は取得した外部機関の研究成果物等を如何なる者に対しても漏洩又は提供してはならない。また、それを助け、又は

みすごしてはならない。

- 3 本機構は、必要に応じて、情報の取扱い等に関する承諾書の提出を職員等から求めることができる。

(秘密保持義務の期間)

第8条 利用者は、特段の取決がない限り、その身分を失った以降、本機構の業務に従事していた期間中に得た情報を持ち出してはならない。

- 2 利用者は、特段の取決がない限り、その身分を失った以降、情報を他に漏洩してはならない。

(外部機関における研究成果物等の取扱い)

第9条 利用者は、外部機関の研究成果物等について知り又は取得する機会を得た場合には、その外部機関の定めるところにより、その研究成果物等の取扱いに関し適切に対応しなければならない。ただし、その対応が本機構の規程等に抵触する恐れがある場合には、その対応について予め本機構の判断を求めなくてはならない。

- 2 利用者は、外部機関において自らが主体となって行った研究等により得た研究成果物等については、その外部機関の規則等により許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなくてはならない。

(研究成果物等の公表等)

第10条 利用者は、情報を公表しようとする場合には、関係者の合意を得た上で、別に定めるところにより、公表について本機構の承認を得なければならない。

- 2 利用者は、対価の支払を受けて研究成果の普及のための講演会、シンポジウム、講習会等を開催しようとする場合には、関係者の合意を得た上で、別に定めるところにより、適正な対価の支払いを受けることについて本機構の承認を得なければならない。

(研究成果物等の提供等)

第11条 利用者は、研究成果物等を他に提供しようとする場合には、上司の承認を受けて、次の各号の事項を行わなければならない。ただし、その研究成果物等が、既に公開されたものであって、問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。

- 一 その研究成果物等の提供について関係者の合意を得ること。
 - 二 その研究成果物等の提供が本機構の規程等に抵触しないことを確認すること。
 - 三 必要がある場合には、提供する研究成果物等の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。
- 2 利用者は、外部機関から研究成果物等の提供を受けようとする場合には、次の各号の事項を行わなければならない。ただし、その研究成果物等が既に公開されたものであつ

て、問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。

- 一 その研究成果物等の提供を受けることについて関係者の合意を得ること。
- 二 その研究成果物等の提供を受けることが本機構の規程等に抵触しないことを確認すること。
- 三 必要がある場合には、提供を受ける研究成果物等の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。

(本規程の改廃)

第12条 本規程の改正又は廃止は、総会の決議をもってこれを行う。ただし、軽微な事項に係るものについては総会の決議を経ることを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 本規程は、本機構の設立登記の日から施行する。